

お知らせ



パブリックコメント実施

▼第2次幸手市環境基本計画(素案)

素案は、市ホームページまたは市内公共施設にて閲覧できます。

※窓口閲覧は開庁・開館時のみ。

募集期限 4月30日(水)まで

対象 市内在住、在勤、在学の人およびこの案に利害関係のある人

提出方法 応募用紙に必要事項を記入の上、環境課へ提出(郵送、FAX、メール可)

問合せ 環境課 ☎(48)0331

特別障害者手当・障害児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する人を対象にした手当です。障害者手帳の所持により支給されるものではなく、所得や医師の診断書に基づき支給判定しています。

詳細は、お問い合わせください。

▼令和7年4月から支給額改定

改訂後の支給額をお知らせします。

特別障害者手当(月額) / 29590円

障害児福祉手当(月額) / 16100円

経過的福祉手当(月額) / 16100円

問合せ 社会福祉課 ☎(42)8435

児童扶養手当・特別児童扶養手当額の変更

令和7年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の手当額が2%の引き上げとなります。

▼児童扶養手当月額

児童1人の場合 / 4万6690円、

児童2人以上の場合 / 1万1010円

第2子以降加算 / 1万1030円、

5520円

1級の場合 / 5万6800円

2級の場合 / 3万7830円

問合せ こども支援課 ☎(42)8454

放課後児童クラブの運営者変更

幸手市の放課後児童クラブは、4月1日から指定管理者による運営となりました。

期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

問合せ こども支援課 ☎(42)8454

児童福祉週間

▼いつだって まんまるまんなか(こどもたち)(兵庫県 18歳)

5月5日から一週間は、みんなで子どもの健やかな成長を考える「児童福祉週間」です。この機会に、家庭や地域社会での子育てについて考えてみましょう

問合せ こども支援課 ☎(42)8454

就学援助の申請受付

市立小・中学校に通うお子さんがいる家庭で、学用品費や給食費などの支払いが困難な家庭に費用の一部を援助します。

対象 ・世帯の前年所得の合計が、市の定める基準額以下の家庭

・生活保護が停止・廃止された家庭

・市民税が非課税・減免された家庭

・児童扶養手当の支給を受けている家庭

期限 4月30日(水)まで

申請方法 申請書に必要事項を記入し、学校教育課または各学校へ提出

添付書類 賃貸住宅に住居の場合、契約書や家賃通知書などの写し

※申請理由が「減免」の場合、「減免通知書」などの写しも添付してください。

※毎年度、申請が必要です。

※認定審査は、市民税の申告内容を参考にするため必ず申告をしてください。

※3月に新小学1年生を対象とした就学援助費の支給を受けた家庭も、改めて申請をお願いします。

問合せ 学校教育課 内線633

避難行動要支援者名簿提供

▼避難行動要支援者名簿の更新

在宅生活者で、災害時に自ら避難することが困難な人の名簿を作成し、その人の避難支援を実施するための計画づくりに取り組んでいます。

個人情報提供について本人の同意があった場合は、避難支援関係者(自治会、自

となります。

申込み ①保養施設に予約、②保険年金課に申し込み、後日助成券が送付される、

③宿泊時に助成券を保養施設に提出

※下記QRコードから

電子申請ができます。

※土曜、日曜、祝日を除く宿泊

日の10日前までにお申し込みください。

※保養施設の一覧は、窓口または市ホームページでご確認ください。

問合せ 保険年金課 内線143

ごぞんじですか！検査審査会

交通事故、詐欺、脅迫などの被害に遭い、警察署や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない、このような不満をお持ちの人は検査審査会にお気軽にお問い合わせください。審査手続相談や申立てに費用はかかりません。



審査員は、選挙権を持っている18歳以上の中から「くじ」で選ばれます。

問合せ さいたま第一検査審査会事務局 ☎048(863)8714

税務署からのお知らせ

令和7年4月以降、納税者などが税務署の代表電話に架電し音声ガイダンスで「ご選択された後、新たな音声ガイダンスをアナウンスすることによって、納税者などの問合せに応じた担当部門に直接つながる取組を実施します。

なお、税務に関する来署相談は、事前予約制です。電話相談の場合には、国税局の職員が答ええる「国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901(ナビダイヤル)」をご利用ください。

問合せ 春日部税務署 ☎048(733)2111

埼玉労働局からのお知らせ

春日部労働基準監督署およびハローワーク春日部の庁舎が移転します。

場所 春日部労働総合庁舎(春日部市柏壁東1-20-30)労働基準監督署2階、ハローワーク3階

業務開始日 春日部労働基準監督署 / 6月2日(月)

ハローワーク春日部 / 6月9日(月)

問合せ 春日部労働基準監督署 ☎048(735)5471

ハローワーク春日部 ☎048(736)7611(51#)



市長コラム



幸手市長 木村純夫

「25,065 歩(17.8 km)足腰を丈夫に！」

令和7年度がスタート。正に今年度は、幸手市が“未来志向のまちづくり”を更に進める大事な年になります。複数の大規模プロジェクトのうち、神明内地区の「ゆめファーム全農」事業は、第一期工事が既に始まり、槌音の高い響きを目の当たりにし、私もワクワクしています。市の抱える課題は山積みですが、市政運営は着実に進捗しております。

先日のラジオ深夜便放送で、天野恵子さん(1942年生、東京大学医学部卒、循環器内科専攻、日本初の女性外来を作った伝説の現役医師)が、こんな話をされていました。「私は亡くなる直前まで、自分で食べ、自分で排泄をしたい！その為には、何よりも“足腰が丈夫”であることを心掛けたい」と。私も努めて普段から時間を作り、片足2kgの錘をつけての散歩を心掛けています。上記タイトルの数字は、2月初旬の早朝に、さくらマラソン(3/30)の制限時間内完走を目指して、自宅から栗橋の利根川堤防まで往復した時の歩数です。(強靱な足腰は、市政にも当て嵌まります。)